

# みんなくりポジトリ

国立民族学博物館学術情報リポジトリ National Museum of Ethnology

序：  
台湾原住民の名制とエスニシティとの関係を考える

|       |  |
|-------|--|
| メタデータ | 言語: jpn<br>出版者:<br>公開日: 2019-02-27<br>キーワード (Ja):<br>キーワード (En):<br>作成者: 野林, 厚志<br>メールアドレス:<br>所属: |
| URL   | <a href="https://doi.org/10.15021/00009351">https://doi.org/10.15021/00009351</a>                  |

## 序 —台湾原住民の名制とエスニシティとの関係を考える

野林厚志  
国立民族学博物館

### 1 はじめに

本書は、台湾と日本の研究者による台湾原住民の人名をめぐる政治的、文化的な課題に関する論考を収録した論文集である。それぞれの論文は2015年12月に早稲田大学で開催された国際ワークショップ「台湾原住民の姓名と身分登録—過去と現在をつなぐ文化・社会・制度」における研究発表とコメントをそれぞれの話者がそこでの議論を踏まえたうえで、整理、再考して稿を起こしたものである<sup>1)</sup>。

台湾では、オーストロネシア系の先住民族が総人口約2,300万人の約3%をしめている。現在、先住民族は原住民族と呼ばれ、16集団が公式に認定されている。これらの中には2001年以降に原住民族に認定された7つの集団が含まれている。原住民族とは総体としての呼称であり、原住民という身分をもつ個人の総体である。個人が原住民の身分をもつ資格は、自身が原則として日本統治時代に山地特別行政地区もしくは平地特別行政地区に戸籍を有していた、あるいは直系の祖先にそうした者が存在することが条件とされている。

その人口比や先住民という立場からも理解できるように、原住民族は外来の施政者による被支配的な位置づけを長い間強いられてきた。とりわけ、1895年から1945年までの日本の植民地統治、1945年から現在にいたる中華民国の施政下で、原住民族の社会や文化のありかたは大きく変化してきた。

1970年代以降に進んだ民主化に連動し、先住民族としての台湾原住民の権利の促進や文化の振興が社会的な課題として大きく浮かびあがっていった。1994年の憲法改正による原住民(族)の名称の明記は、台湾が先住民族を内包する多民族社会であるということの宣言ともなり、1995年には、原住民政策を専門に担当する省庁として、「原住民族委員会」が行政府に設置されるにいった。

民主化に歩調をあわせて進められた市民運動である原住民運動では、様々な権利の回復や尊厳を求める要求がなされた。これら一連の要求の一つに「正名」の回復というものがある。

「正名」とは「名前を正す」という意味である。外来の施政者の制度に合わせて使用させられてきた名前を、自分たちが本来使用してきた名前にもどすということが、「正名」の骨子となる。ただし、台湾で用いられてきた「正名」という言葉にはいくつかのレベ

ルや異なる脈絡があることには留意しておく必要がある。

よりマクロなレベルでの「正名」は民族の名称に関することである。例えば、現在では独立した民族集団と公的に認定されている太魯閣 (*Truku*) 族、賽徳克 (*Seediq*) 族は、日本統治時代には隣接する集団とともに、タイヤル族に分類された。これは、3者の衣類を始めとする物質文化、社会組織の特徴が外来者にとっては非常に類似したものにとらえられるとともに、居住地域も隣接してきたことから一つの民族集団と便宜的に日本の総督府や研究者たちがまとめて扱ったためである。

日本統治時代の民族分類を基本的に踏襲した中華民国の施政下でも長い間、これらの3つの民族は泰雅 (*Tayal*) 族として扱われてきた。この状況に対して、自分たちが太魯閣族、賽徳克族であるというアイデンティティをもつ人々が地方政府や中央政府に働きかけ、それぞれが独立したエスニシティをもつ集団であることが公的に認められてきた。

もう一つのマクロなレベルでの「正名」は平埔族によるものである。早くから漢族化した西部平野地域の先住民族は、日本統治時代には「熟番」として扱われ、現在の原住民に相当した「生番」や高砂族とは区別されていた。日本統治時代の民族分類を踏襲した中華民国施政下では、平埔族には基本的には原住民の身分は与えられず、それに対しての異議申立ての「正名」運動が、原住民の身分の取得の要求を含んだ形で続けられてきた (Nobayashi 2015等)。すなわち、この場合の正しい名前とは、原住民という身分の公的な獲得のことを意味している。

こうした集団レベルでの「正名」に対して、原住民族にとってもう一つの重要な「正名」が個人の名前の回復である。

原住民はそれぞれの民族集団に固有の名制と固有名を有してきた。一方で、日本統治時代や中華民国施政下ではそれぞれ、日本式の氏名、漢族式の姓名を使用してきた。これらは必ずしも当事者の意思ではなく、施政者の統治上の便宜のためである。それらには実務的な側面もあれば、同化という側面もある。

例えば、筆者が1990年代の半ばにフィールド調査の際に滞在していた家には、パイワン語で *tu'uljingid* という屋号があった。世帯主であった70代の男性は、*cudjuy* という個人名をもっていた。一方で、公的には漢族式の姓名である黄健有を名乗っていた。したがって、役所の届出や郵便物の配送等はすべて、黄健有という名前にしたがっていた。しかしながら、私が初めてこの男性と会って、自己紹介をお互いにしたときに、彼は自分が鳥山健三であると名乗った。これは、日本式の名前であり、筆者が日本人であり、日本語の話者であることから、日本式の名前で自己紹介をしたのである。

名前の由来について、彼にたずねたところ、鳥山健三の鳥はパイワン語の名前の音がトリ (*tu'uljin*) で似ていることに由来しており、山に住んでいるから、もしくはよく山に出かけるから、鳥山と日本人につけられたということであった。1945年以降、中華民国の施政下で、漢族式の姓名に変えたときは、日本式の名前である健三の健の字をとっ

て健有となった。

こうした日本式の氏名と漢族式の姓名をもつ個人は、日本統治時代に出生した原住民には少なからず見られる。ただし、集団の大半が日本式の氏名を持たない例はあり、蘭嶼という離島に住んでいるヤミは、高砂義勇隊や軍属等で徴用された以外の人たちは日本式の氏名を持つことはなかった。これは、現地の名前が尊重されたというよりは、日本式の氏名をヤミ族に使わせる必要がなかったと統治者側が判断したと考えたほうがよいのかもしれない。

中華民国施政下では、すべての原住民が漢族式の姓名を公的に使用することが義務づけられた。命名に際しては *cuđjuy* の例に見られるように、民族名の音に近い漢字が採用されたり、日本名と同じ漢字が使用されたりしたが、基本的には一文字姓、二文字名という漢族式の姓名が原住民族の中で普及していった。名前の機能が個人の指示のみであれば、漢字やアルファベット、数字の組み合わせでも問題は生じない。しかしながら、名前は個人の指示と同時に社会の所属を示す機能を有する。それぞれの社会組織の形態が異なる原住民にとって、父系原理にもとづく漢族式の姓名は、少なからぬ矛盾をはらみながら日常生活の中にはいりこんでいった。

台湾の原住民の名前をめぐる慣習についてはすべての集団について少なからぬ先行研究がある。各集団の名制について概略すると、タイヤル、サイシャットは主として父子連名制で、自分の名前の後に父親の名前をつけて個人を識別する。ブヌンとツォウは、個人の名前の後に本人が所属する氏族の名称をつける。パイワン、ルカイ、ブヌマは個人名の後に屋号をつける。これら5つの集団の名前のかたちは、名前と苗字の組み合わせではあるが、氏族と屋号ではその数も異なり、社会的な所属の根本的な原理が異なる。アミは親子連名制が優勢ではあるが、一部では姓名制がとりいれられていた。ヤミの名制は子の名前にしたがって親の呼称が決まるテクノニミーである。

父系原理にもとづく社会を構成している場合でも、タイヤルの個人名は父子連名制であり、日本の氏名、漢族式の姓名への親和性があるとは必ずしも言えない。テクノニミーを採用してきたヤミにいたっては、日本統治時代の日本式の氏名への導入も行われていなかったため、社会の実態と大きくかけはなれた名制が中華民国の施政にともない導入されることになった。

漢族名という文化的にも政治的にも外来者のラベルをはりつけられた原住民族の個人は、日常生活においては従来の民族名を使いつつも、外部社会との接触経験の長期化により、徐々に名前の使用の比重は漢族名に傾いていった。

そうした状況に転機を与えたのが、1980年代の後半から本格的となる原住民運動である。台湾の先住民族としての社会的地位の確立を目指した社会運動は、台湾が原住民族を含めた多文化国家であることを憲法に明記させるにいたった。個人の民族名に焦点があたっていったのも、原住民運動によって覚醒した民族意識の高まりが大きな要因とな

っている。

個人のエスニシティを尊重するために、原住民の姓名についての新たな法的整備も行われた。具体的には、1953年に施行された姓名条例の改正が1995年に行われ、原住民族の慣習名を戸籍上も使用することが認められたのであった。しかしながら、これをきっかけに慣習名に名前を変更した原住民はこれまで非常に少ない。このことが、今回のワークショップと、そのもとになる国立政治大学の『原住民族人名辞典』作成における強い問題意識となっている。

この序論では、こうした原住民族の固有名のありかたがエスニシティの動態とどのようにつながっていくのかを簡潔に説明したうえで、台湾における問題意識の一つの具体的な事例として筆者の調査したヤミのテクノニミーについて紹介した後、本書の構成について概要をしめすことにする。

## 2 名前と社会の研究

人の名前に関する議論は、形而上学的なもの和社会的なものとして整理しておく必要がある。

形而上学的な議論で我々の興味を引くのは、クリプキ・ソールによる、名前による「指示」とはなにかという問題である。クリプキの議論で特に本書につながる内容は、指示の因果論的見取図とよばれているものである（クリプキ 1985 [1980]）。

それは、固有名を用いてその人自体を直接に指示できるのは、

- 1) その固有名をしかるべき方法で学んだ、つまり、それが固有名として初めて言語に導入された「最初の命名儀式」にまで遡る〈指示意図引き継ぎ〉の因果連鎖の一端に位置する
  - 2) その固有名を使うにあたってしかるべき指示意図——すなわち、従前の因果連鎖に沿って引き継がれてきたその同じ指示意図——をもつ
- ということである。

クリプキの議論は基本的には、固有名の内包性を否定したミルの指摘を指示していると考えてよいであろう。すなわち、固有名とはそれによって指示される個体を指し示しはするが、その個体の属性を説明するものではないということである。もちろん、名前が普通名詞に由来し、その普通名詞がもつ意味に個体が紐づけられることもある。これは固有名詞そのものに性質があるという状態ではない。一方で、特定の民族がその名制や固有名詞を継承してきた場合、その固有名詞はエスニシティを明示する機能をもつことになる。これは、このシンポジウムの主要なキーワードであった可視化の議論に通じるものである。ただし、それが個体のエスニシティを示しているかどうかは別の問題である。とはいえ、本書の目的は名前の言語学を論じるものではないので、視点を社会的

な脈絡に移しながら、名前から可視化されるエスニシティについて考えてみることにする。

社会的な脈絡における名前のありかたの研究は、人類学や民族学の分野でも比較的盛んに行われてきた。人類学における名前の研究については上野和男が要を得た総論をまとめている（上野 1999）。そこでは、名前の研究の視点として、「名前とジェンダー」、「名前と親族組織」、「祖名継承法」、「名前の使用と親族名称」、「戸籍制度と名前」、「名前と人格」、「国家体制と名前」といった多様な問題意識が示されている。本書のもとになった国際ワークショップでも、こうした課題はそれぞれの研究報告やコメントの中で言及されていた。ただし、台湾における問題が複雑なのは、原住民の多民族状況がそのまま伝統的な名制の多様な状況を生み出しており、それらが従前の問題意識のすべてに結びついてきたということである。

マイノリティ対マジョリティといった、優勢な社会の中で劣位にある社会の名前のありかたはしばしば問題にされてきたが、台湾の場合は事情がより複雑である。それは、マイノリティの間でも名前の体系がかなり異なっているため、それらを統合する何らかの権力、具体的には国家やそれに相当する統合的な政治権力もとの生政治という課題の設定ではとらえきれない問題が含まれることになる。

異なる価値観、言語体系を有する社会の名制を接合することは容易ではない。現在の原住民の大半が漢族式の姓名を受容し、伝統的な名前への回帰をした原住民は全体の数パーセントにすぎない。こうした状況が生み出されている状況そのものが植民地主義の延長であると言わざるを得ない。

### 3 慣習的名制の社会的意義

従前に述べた問題点がより明確になるように、原住民族の名前の具体的な事例をあげてみたい。本節でとりあげるのは、ヤミのテクノニミーにもとづく慣習的な社会構造の維持である。

ヤミの個人名は一般にテクノニミーにしたがうと理解されてきた（奥田他 1939: 13-16; 衛他 1962: 106-112）。筆者自身も、フィールド調査で得られたテクノニミーの実際の運用状況にもとづき、ヤミの親族構造や社会関係のありかたとテクノニミーとの関係について論じたことがある（野林 1996; 2003）。ここでは、野林（2003）に依拠しながら、ヤミの名制の特徴について述べたうえで、それが、島嶼環境における親族関係のありかたと結びつき、機能してきたことについて考えてみる。

ヤミの人々は台湾の南端から東の海上へ約100km離れた太平洋上の蘭嶼島に居住している。太平洋上に孤立した島という自然環境のもとで、農耕と漁撈を生活の基盤としてきた。サトイモ、サツマイモ、ヤムイモといった根菜類を主食とし、アワ、サトウキビ、

バナナ、リュウガン、ヤシなどを栽培してきた。漁撈活動では、トビウオやシイラを対象とした季節漁を3~6月にかけて行ない、それ以外の期間は、沖合い漁、沿岸や海岸付近で行なわれる網漁、刺突漁、磯で行なわれる竿釣り漁、貝類の採集活動を行なっている。農耕や漁撈で得られるものは基本的には自家消費され、商品作物として市場に回ることはほとんどない。

他の原住民集団同様、都市部への移住者も増加しており、慣習的な生業活動への依存度は低くなっている。

ヤミは台湾原住民に含まれる民族集団ではあるが、母語であるヤミ語は、台湾本島の原住民の言葉よりもフィリピンの先住民の言語に近く、遺伝学的にもフィリピン側の人々に近縁であると考えられている。

彼らの社会における基本的な単位は、夫婦とその未婚の子供たちで構成されるいわゆる核家族である。核家族は経済生活の基本的な単位であり、収穫物や漁撈活動で得られた魚はそれぞれの家族の成員によって消費される。家畜や家禽の所有単位も基本的に核家族である。一方で、サトイモ水田の開墾や灌漑水路の管理、家屋の新築、漁撈活動における集団漁などでは、血縁親族を中心とした相互協力の関係が機能している（野林1996）。

ヤミのテクノミーの原則は、両親、祖父母、曾祖父母等の名前が、子の名前にしたがつて変更されるというものである。特にヤミに特徴的なのは、親にとっての初生子の名前が、親に新たな名前を名乗らせるということである。

テクノミーの原則論にもとづきながら、ヤミの名制について一般的な説明を行うと、以下のようなものとなる。

ある夫婦の初生子が *samol* と命名された場合、その子どもは *sisamol* という呼称となる。*si* はタオの名前の前に付される人称冠詞である。

*samol* の両親は、父親が、*siaman samol*、母親が、*sinan samol* と呼称が変更される。*siaman* は「*si* + *ama* (父親) + *no* (～の) + *samol*」の短縮形で、母親の場合は、*ama* の部分が *ina* (母親) に置き換わり、*sinan samol* という呼称となる。祖父母は父方、母方の双方ともに、*siapen samol* と呼称が変更される。*siapen* は「*si* + *apo* + *no*」の短縮形である。原則に従った場合、生まれてきた子供が母方、父方両方の祖父母にとって初孫であれば、*siapen* ～ という名前をもつ人間が4人生じることになる。曾祖父母が存命している場合は、曾孫の名前にかかわらず、*siapen kotan* と名称が変更される。この場合、*siapon* という単語そのものに意味はなくなり、*siapen kotan* が曾孫を持つ者という一まとまりの単語として用いられると考えてよい。曾祖父母よりも上の世代が存命している場合は、*siapen ilugui* と名称変更することが報告されている（衛他 1962: 111）。しかしながら、実際は5代もの世代が同時に存在した例は衛らの調査時にはなく、筆者が調査した限りにおいてもこうした例は見られなかった。

一方で、ヤミ社会におけるテクノニミーの運用には、一般的な原則とは異なるいくつかの決まりがある（野林 2003）。それは、1) 実子や実孫がいなくなってしまった場合は、本人の呼称がもとにもどる、2) 再婚によって新たな子や孫が出生した場合でも、本人の呼称は先に出生した実子や実孫の名前に依存する、3) 子の名付けを父方、母方で別々に行なった場合、父方、母方の祖父母は異なる呼称となる、というものである。

例えば、ある夫婦が子どもの出生以降に離別した場合、子どもの名前を通して夫婦関係の履歴が呼称に残されることになる。新たな配偶者との間に子どもが出来た場合でも、先に生まれた子どもにしたがう呼称が親の名前として残るのである。したがって、新たな夫婦間に名前を通した結びつきが明示されないという状態が生じることになる。こうした状況を回避する手段の一つが、3) に見られる新たな名付けである。連れ子のいる男女が婚姻関係をむすび、子が出生し、両親ならびに双方の祖父母が同じ名前を新たに名付けた場合には、その子の名前にしたがった呼称が両親と双方の祖父母に与えられるが、連れ子の名前にしたがった離別した配偶者の呼称は変わらないことから、成人に達しない世代の大半は、本人の名前にしたがった両親もしくは祖父母が存在することが多い。

名付けによる子と親の新たな関係の構築は、実子でない場合にも有効となる。ヤミの命名は、通常出生後3日以内に父親あるいは、父方あるいは母方どちらかの祖父が行う。長い刀とお椀をもって、飲料水の水源地向行き、そこから湧き上がっている水を刀に伝わらせてお椀にいれ、それを家にもって帰り、指をお椀にいれて水にひたし、子供の頭頂部に水をたらすと同時に名前を述べることで完了する。連れ子のいる女性と再婚した男性は名付けを行うことによって、子の名前にしたがった呼称を得ることになる。ただし、これはヤミの男性との間に生まれていた連れ子に対して行うことはほとんどない。それを行うと、子にしたがった呼称をもつ父親が2人存在する状況が生まれうるからである。漢族や他の原住民の男性との間に生まれた子は、ヤミの名前をもっていない場合が多く、初めての名付けを再婚時に行うことが可能となる。

子の出生とその名付けを通して両親や祖父母の呼称に共通性が生じるのは、子を結節点とするヤミ社会の特徴である。かつて王は、子どもの出生によって、元の姻親関係が血親関係に変わったとみるタオの社会関係のあり方は、interlocking 現象であり、テクノニミーにもそれが明確に現れていると論じたことがある（王 1965: 203）。筆者は王の考え方に基本的には同意するが、テクノニミーがinterlocking 現象と結びつく可能性があるのは、長男と長女間の婚姻においてであると考えほうが適切であろう。すなわち、長男と長女が婚姻する多くの場合、双方の両親にはまだ孫はいないため、初生子の誕生が双方の家族を名前によって関係が可視化されるのである。

さらに、ヤミのテクノニミーは、出生時から自分の子供をもつまでの間の個人が識別され、初生子誕生から初孫が生まれるまでの間は、初生子を結節点にした夫婦間の関係が明示される。また、初孫誕生から曾孫の誕生までは、孫を結節点とした異なる夫婦間



の結びつきが示されると同時に、名前におけるジェンダーが消失する。曾孫誕生以降は、個人、夫婦、姓を識別する機能が名前にはなくなることになる。

このことは、ヤミの婚姻がイトコ婚まで忌避されることとも関わっている可能性が高い。すなわち、イトコ関係は祖父母の呼称を識別することによって確認することができるが、曾祖父母はヤミ社会ではすべて、*siapen kotan*と呼ばれることから、特定のハトコと結びつくような親族関係が呼称の面からは希薄になる。これは、島嶼という制約された生態環境の中で一定の環境収容力に応じた人口の範囲となることから、イトコ婚までの近親婚を避けるとともに、固定的な外婚単位を形成しないような社会関係、ヤミの場合は非単系社会における婚姻の範囲を規定、維持させる仕組みにもなっている。文字をもたないヤミが呼称という実践行為を通して、それを実現していたと考えることができる。

漢族式の姓名の使用はこうした社会関係の維持とはまったく無関係なものとなる。姓はあたかも個人が特定の氏族や親族集団に固定的に属するような印象を与えるとともに、子と親との関係も個人ではなく、姓という集団への帰属によって示されることになり、テクノニミーによって果たされていた島嶼環境での社会的適応とは正反対の論理をヤミ族は名前の点で受容することになっている。現在は、慣習的生業活動に経済的基盤を委ねるような時代ではなくなり、島嶼環境での集団の適応は必ずしも必要にはなっていないかもしれないが、少なくとも、ヤミ社会を特徴づける重要な要素となってきたテクノニミーの実践はまったく考慮にいれていない。

漢族式姓名がヤミ社会に必ずしも適合的でないことは、ヤミの個人が生涯のうちに何度か呼称となる名前を変える可能性があることだけではなく、姓という集団への個人の固定的帰属が前提となる制度を反映した名前のありかたが問題となっていると考えてよいであろう。

## 4 本書の構成

筆者の調査対象であるヤミのテクノニミーを例に、漢族式姓名と伝統的名制との間の齟齬について若干の考察を与えた。原住民はヤミだけでなく、他の名制をもつ民族には漢族式姓名との親和性をもつこともあるだろうし、異なる問題を抱える場合もある。また、中華民国施政下で50年あまりにわたり使い続けてきた漢族式姓名はもはや大半の原住民にとって、台湾社会の中で生きていくためには必要不可欠な個人の識別手段となっているのかもしれない。一方で、固有名が与えるエスニシティへの作用は利便性を超えた部分で、その存在感を示していることも事実である。それは、伝統的姓名の回復を原住民が依然として進めようとしていることから理解できるであろう。

本書では、こうした現在進行している名前をめぐる議論を中心にしながら、その歴史

的背景や個々の民族の状況についてもとりあげている。所収している論考は、筆者の序論を含めて11本であり、日本語によるものが7本、中国語によるものが4本である。

今回のワークショップの問題意識の中核にあった、民族名への再変更が原住民族の中でそれほど行われていない現状とその背景、そして、運用上の問題を理解するうえで、ワークショップの基調講演の位置づけでもあった林修澈の論考、それに密接につながる黄季平、伊萬納威の論考は不可欠となる。

林は長らく国立政治大学の民族学系で教鞭をとるとともに、原住民族政策やそれを支える文化理論の問題に精通してきた第一人者である。台湾における原住民族の公式認定にも長らく携わり、原住民族政策へ与える影響がもっとも大きい研究者であると言ってもよい。そんな林が、原住民族の民族名への再改正が少なからぬ問題をはらんでいることを認識したのは必然的であり、その理由について、実際に使用されている人名についての大規模な調査を、黄と伊萬とともに進めてきた。3者の論文はその成果が示されたものである。

姓名の改正が認められるようになった1995年から2013年に至るまでに、原住民族全体の4%しか、姓名の変更をしていないという点には留意しておく必要がある。特に黄論文は、原住民族の改姓名の特徴を指摘しながら、漢字が社会の基本的な情報手段となっている台湾社会において、「漢族姓名と民族の名前」という対立項に加え、「漢字表記とローマ字表記」という対立項が、改姓名に与えている影響を明確に指摘する。

伊萬がとりあげる「雑姓」と「衍姓」はさらに問題を複雑にしていく。民族をこえて婚姻を行った場合、父方と母方のどちらの出自規則を採用するかによって子の属する民族は決まるが、姓名の姓に相当するような氏族や家をすべての民族が有しているとは限らない。個人の名前のありかたと属する民族集団の関係にねじれが生じるのが「雑姓」である。

「衍姓」は、ある氏族の成員に異なる漢族式姓がつけられたときに生じる現象である。サイシャットの太陽を意味する *tanohila* 氏族の成員には、「日」と「張」という姓がつけられた。これらの人々が民族名に改正するときに、張姓は、意味の異なる *tanohila* という言葉の姓に変えるのかという問題が生じる。

従前のような現状の問題点は、宮岡のツォウの伝統名についても同様に論じられている。宮岡は、民族名への回帰について、制度的な対応と台湾社会の現実的な対応との間に大きな差が存在することを、ツォウの実体験を通して指摘するとともに、名前を選択を複数可能にするといった柔軟な運用の必要性を説いている。

同じく原住民族の名制を具体的にとりあげながら、原住民族自身が民族名をどのようにとらえ、どのように伝統的な名制を運用してきたかを考察しているのが笠原論文である。笠原の論考は、ルカイおよびプユマの人名についてプユマに家名に当たるものが存在したのかどうかといった、これまで原住民の名制について「常識的」に考えられてき

たことを、既存の民族誌的研究に基づきあらためて問い直している。人名や人名をめぐる慣習が実は当人たちにどこまで意識されてきたのかについて笠原は疑問を呈する。とりわけ都市への移住者が増加している現在において、階層的秩序が実践される場面は希薄であり、名前への意識の世代差も考えるべき課題となる一方、それらを検証するための民族誌資料が実は十分ではないという方法論的な課題についても指摘されている。

曾論文は、笠原がとりあげたプエマ、ルカイとよく似た社会構造を有するパイワンの家制度に着目し、名前が単に個人につけられたかたちで伝統社会の中で明示化されてきただけでなく、神話や伝承、歌謡に組み込まれることによって社会の中で音として継承されてきたことを論じている。

森口恒一はこうした原住民族の名前を、言語学的な視点からとらえる論考をよせている。興味深いのは、言語類型論的観点から分析した場合、原住民族の外來の名制である日本式と漢族式の方法は、語順の点からも原住民族のもともとの名制との親和性が無いという点である。名前とは、それが運用されている社会の言語体系に深く根ざしているものであり、概形的なラベル付けとは異なる文化的所産であることが理解できるであろう。

清水純と春山明哲の論考はともに、原住民族の名前に関わる歴史的な側面をとりあげている。

清水の論考は、シンポジウムにおける松岡格、宮岡真央子、伊萬・納威の報告に対するコメントを中心にしながら、筆者が長年にわたり研究してきた平埔族や化蕃に関する歴史資料と民族誌的事例を加えて整理したものである。国民党政権のもとで原住民はかつての固有名への執着を薄れさせ、漢民族文化への傾斜を強めたことは、筆者が調査してきた平埔族の人々に起こった漢化の過程が時代を違えながらも原住民の間でも進展してきたことが指摘されている。

春山の論考からは、歴史資料に記載される名前が、その個人のおかれた状況を物語るということことをあらためて知らされることになる。霧社事件において、日本の警察官であった花岡一郎、花岡二郎が、それぞれ、タックス・ノービン、タックス・ナウイという民族名で「蕃人」の死者として扱われていたことは、支配者側のまなざしが明確に現れているといっても過言ではないだろう。

こうした植民地統治期も含めて、制度の中に組み込まれていく名前が、もともとのエスニシティから乖離し、場合によっては異なるエスニシティに覆われていくことが、松岡論文から読み取ることができる。

日本統治時代に台湾の住民に対して行われた身分登録が「種族」を外的に設定し、これがその後の台湾社会のエスニシティ認識に大きな影響を与え、今もなお大きな意味を持ち続けていることを松岡は強調する。この身分登録の制度はいったん確立すれば、施政者が変わってもそれを利用して、異なる影響を社会に与えることが可能となる。その

一つが姓名という漢族エスニシティの導入であったことは言うまでもない。

このように、本書では、原住民族社会に導入された外来者の名制の生政治性に注目しながら、個人と社会との関係をエスニシティのありかたや国家との関係、原住民族の名前の性質、日本の植民地統治および中華民国施政下での原住民族の名前の扱われ方、民族名への回帰にともなう多様な課題を考えてみたい。

## 注

- 1) このシンポジウムは、科研費 若手研究 (B) JP25870823 「台湾原住民族社会可視化の影響の複雑性の解明—戸籍、地図、その他記載情報の研究」、基盤研究 (B) JP26300040 「台湾原住民族の分類とアイデンティティの可変性に関する人類学的研究」、早稲田大学台湾研究所、エスニック・マイノリティ研究会 (代表: 松岡格) の共催で開催した。また、日本からの研究報告者、コメンテーターの8名のうち、6名は国立民族学博物館奨学寄附金「順益台湾原住民博物館研究賛助金」による「台湾原住民族の社会、文化、歴史の研究」の研究参加者であり、これらの研究成果の一環と位置づけられる。

## 参考文献

〈日本語文献〉

上野和男

- 1999 「名前と社会をめぐる基本的諸問題」上野和男・森謙二編『名前と社会—名づけの家族史』pp. 5-27, 東京: 早稲田大学出版部。

王崧興

- 1965 「非単系社会の研究—台湾 Atayal 族と Yami 族を中心として」『民族学研究』30(3): 193-208。

奥田彧・岡田謙・野村陽一郎

- 1939 「紅頭嶼ヤミ族の社会組織」『社会経済史学』8(11): 1-36。

クリブキ, ソール

- 1985 [1980] 『名指しと必然』八木沢敬・野家啓一訳, 東京: 産業図書。

野林厚志

- 1996 「ヤミ族の社会生活についての予備的調査と今後の課題」『台湾原住民研究』1: 75-131。  
2003 「台湾タオのテクノニミーと慣習名の正名化」塚田誠之編『民族の移動と文化の動態—中国周辺地域の歴史と現在』pp. 583-604, 東京: 風響社。

〈中国語文献〉

衛惠林・劉斌雄

- 1962 『蘭嶼雅美族的社会組織』(中央研究院民族学研究所專刊之一) 南港: 中央研究院民族学研究所。

〈英語文獻〉

Nobayashi, Atsushi

- 2015 The Significance of Museum Materials in the Name Correction Movement of the Pingpu Peoples of Taiwan. In K. Hirai (ed.) *Social Movements and the Production of Knowledge* (Senri Ethnological Study 91) pp. 101-119.

## 參考資料

姓名條例

中華民國四十二年二月二十日立法院制定全文十條

中華民國四十二年三月七日總統公布施行

中華民國五十四年十一月十九日修正一條

中華民國五十四年十二月一日公布

中華民國七十二年十一月八日修正一條

中華民國七十二年十一月十八日公布施行

中華民國八十四年一月五日修正一條

中華民國八十四年一月二十日公布

第一條（本名）

中華民國國民之本名，以一個為限，並以戶籍登記之姓名為本名。

臺灣原住民族之姓名登記，依其文化慣俗為之；其已依漢人姓氏登記者，得申請回復其傳統姓名，主管機關應予核准。

第二條（應用本名事項）

國民對於政府依法令調查或向政府有所申請時，均應使用本名。

第三條（應用本名事項）

學歷、資歷及其他證件、執照，應用本名。其不用本名者，無效。

第四條（應用本名事項）

財產權之取得、設定、移轉、變更、或其他登記時，應用本名。其不用本名者，產權登記機關不得予以核准。

存儲銀錢財物時，應用本名。其不用本名者，承辦人不得予以接受。

共有財產使用堂名，或其他名義時，應表明共有人或其代表人之本名。其未表明者，準用前兩項之規定。

第五條（改姓冠姓）

有左列情事之一者，得申請改姓：

一、被認領者。

二、因被收養或終止收養者。

三、其他依法改姓者。

因婚姻關係申請冠姓，或撤銷冠姓者，準用前項之規定。

第六條（改名）

有左列情事之一者得申請改名：

一、同時在一機關服務或同在一學校肄業，姓名完全相同者。

二、與三親等以內直系尊親屬名字完全相同者。

三、同時在一縣市內居住六個月以上，姓名完全相同年齡較幼者。

四、銓敘時發現姓名相同，經銓敘機關通知者。

五、與經通緝有案之人犯姓名完全相同者。

六、命名文字字義粗俗不雅或有特殊原因經主管機關認定者。

依前項第六款申請改名者，以一次為限。

第七條（更改姓名）

有左列情事之一者，得申請更改姓名：

一、原名譯音過長或不正確者。

二、為僧尼而還俗者。

三、因執行公務之必要應更改姓名者。

第八條（本名之更正）

在本條例施行前，有第三條、第四條所定情事之一，而未用本名者，應於本條例施行後，申請為本名之更正。但有第三條所定情事而未用本名者，得以學資歷證件，或其他足資證明之文件名字為準，申請更正。

前項申請為本名之更正或變更戶籍上本名之登記，均以一次為限。

第九條（施行細則之訂定）

本條例施行細則，由內政部制定之。

第十條（施行日）

本條例自公布日施行。